

令和2年4月21日更新

広島県美容組合からのお知らせ
(コロナ禍に関する理事長山本拓治が広島県に毎日要望する事)

広島県美容組合は、**広島県**の美容業における**唯一の広島県知事認可団体**として、日々広島県内の美容所の現状や美容業に関する申し出を行っています。こちらで組合員の皆様や同じ美容業界の皆様に対して、広島県の美容業に関する方針をご紹介します。

1、休業要請の対象

- 美容業：休業要請の**対象外**です。
適切な感染防止対策を行った上で、営業が可能です。

質問 1：

エタノールやマスク等必要な感染防止対策が取れない場合は、どのようにすれば宜しいでしょうか。

答え：

必要な感染防止対策が取れない場合は、営業を自粛しましょう。但し、**休業要請協力金が出るか広島県からの発表はありません。**

- ネイルサロン、まつ毛エクステーション、エステサロン、脱毛サロン：**休業要請の対象**です。

質問 2：

美容室と一緒にネイルサロン、まつ毛エクステーションをやっていますが、この場合どのようにすればいいですか。

答え：

ネイルサロンやまつ毛エクステーションの営業は、**休業**しましょう。美容業としてのみ営業ができます。

質問3：

質問2のように、美容業は営業を続けてネイルサロンは閉じました。この場合、休業要請協力金は出るのでしょうか。

答え：

ネイルサロン部分の休業については、休業要請協力金の対象となります。広島県に関しては、休業要請協力金に対する会見が本日16時から行われました。改めて広島県からの通知が届き次第ご報告致します。

2、今後美容室はどのようにすればいいか

広島県と言っても、それぞれの地域で事情は異なります。広島市街地で営業をされている方、郊外で営業をされている方、まだコロナウィルス感染者が発生していない市町、エタノールやマスク等必要な衛生に関する機材が揃っているか…。

なので、**広島県全域で休業しましょうもしくは営業しましょうと判断することはできません。**

そこで、今ご提案できることは…

営業するも、休業するも各自の判断で行う！

しかし、広島県美容組合は一番最初に申し上げたとおり、県知事の認可を受けた団体です。これらを達成するために、引き続き広島県への要請を続けて参ります。

広島県美容組合が美容業の皆様の為に行う活動は次の2つです

- 美容業の皆様が**安全にお仕事を行える**
- 美容業の皆様が**安心して休業を行える**